

公共高第104号
平成13年 5月31日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公 印 省 略)

公立学校共済組合貸付規程の送付について

このことにつきまして、別添のとおり公立学校共済組合貸付規程（平成13年4月）を送付します。

なお、この規程の29ページ以降に貸付申込書等の様式が規定されていますが、高知支部においては公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則（平成9年12月）により独自の様式を使用していますのでご留意願います。

（「公立学校共済組合 教職員互助会 様式集」から複写して使用）

記

主な改正概要

1. 特別貸付け（再任用組合員に対する貸付け）の新設（別紙①参照）
2. 教育貸付けの対象となる教育機関に中等教育学校の後期課程を含めることとしたこと
3. 本則利率（公立学校共済組合貸付規程第9条に規定する利率）の引き下げ（別紙②参照）
4. 償還猶予の申出事由に介護休業を含めることとしたこと。
5. 特例利率の区分の変更（別紙③参照）

適用時期

- 1 については、平成13年4月1日から実施
その他については、平成12年9月1日から適用

別紙

① 特別貸付け

1. 対象者・・・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4の規定又はこれに相当する規定により採用された組合員（再任用組合員）

※ 短時間勤務職員は該当しません

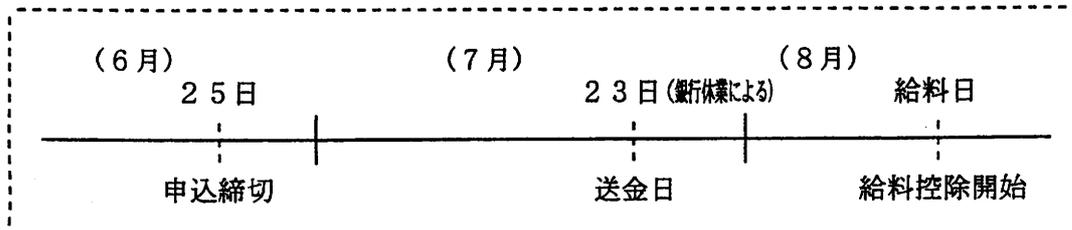
2. 利率・・・一般貸付けと同率（平成13年5月現在 年利2.26%）
3. 貸付金額・・・限度額の範囲内で10万円を単位とする

$$\text{限度額} = \text{給料月額} \times \frac{3}{10} \times \text{残任期月数} \text{ (10万円未満の端数切り捨て)}$$

4. 償還回数・・・送金日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における控除可能な範囲内（残任期月数内）で1回あたりの償還額が給料月額の3/10を超えないように設定する
5. 償還方法・・・毎月償還のみとし、ボーナス併用償還は適用しない
また、償還猶予についても適用しない
6. 申し込み・・・「公立学校共済組合 教職員互助会 様式集」の様式32の貸付け申込書及び様式33の貸付借用証書により毎月25日までに申し込む（翌月20日送金）

【 申し込み例 】

6月25日までに申し込む場合（給料月額304,304円）



償還回数・・・残任期月数（8月から翌年3月）の8回以内

貸付限度額・・・ $304,304 \times \frac{3}{10} \times 8 = 700,000$ 円
(端数切り捨て)

② 本則利率の引き下げ

(月利 %)

貸付種別	改正前	改正後
一般・住宅・教育 医療・結婚・葬祭	0.48	0.355
住宅災害・災害	0.4	0.2958
介護構造部分に係る貸付	0.4583	0.3333

※ 平成13年5月1日現在、財政融資資金利率の区分に応じた特例利率が適用されています。(次表を参照)

③ 特例利率の区分の変更

(改正前)

(月利 %)

貸付種別	資金運用部預託金利率		年3.75%を 超え		年2.75%を 超え		年2.25%を 超え	
	年4.75%を 超え 年5.25%以下	年4.25%を 超え 年4.75%以下	年4.25%を 超え 年4.25%以下	年3.25%を 超え 年3.75%以下	年3.25%を 超え 年3.25%以下	年2.25%を 超え 年2.75%以下	年2.25%を 超え 年2.25%以下	年2.25%以下
一般・住宅 教育・医療 結婚・葬祭	0.4383	0.3966	0.3550	0.3133	0.2716	0.2300	0.1883	
住宅災害・災害	0.3650	0.3308	0.2958	0.2608	0.2266	0.1916	0.1566	
介護構造部分	0.4166	0.3750	0.3333	0.2916	0.2500	0.2083	0.1666	

(改正後)

(月利 %)

貸付種別	※ 財政融資資金利率			
	年3.25%を 超え 年3.75%以下	年2.75%を 超え 年3.25%以下	年2.25%を 超え 年2.75%以下	年2.25%以下
一般・特別・住宅 教育・医療 結婚・葬祭	0.3133	0.2716	0.2300	0.1883
住宅災害・災害	0.2608	0.2266	0.1916	0.1566
介護構造部分	0.2916	0.2500	0.2083	0.1666

※ 省庁再編に伴う名称の変更